

令和3年7月16日

愛知県知事  
大村秀章様

愛知県廃棄物処理施設審査会  
座長 青木



日本碍子株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び  
生活環境影響調査書について（報告）

令和3年3月2日付け2循環第858号の依頼については、別紙のとおりで  
す。





## 日本碍子株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書に対する意見

日本碍子株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書について、生活環境保全上の見地等から慎重に検討を行った。

その結果、当該産業廃棄物処理施設については、設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術上の基準に適合しており、同法に定める周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された事項を遵守する上で、下記の事項に十分配慮して事業を実施することが必要である。

### 記

- 1 当該処分場の供用期間が長期に渡ることから、コンクリート貯留槽の地中部の劣化状況について定期的に点検を行い、適切に維持管理を行うこと。
- 2 廃棄物処理法施行令第2条第13号廃棄物（コンクリート固型化物）を長期間に渡って埋立てる計画であることから、埋立てた廃棄物の性状、処理年月日、位置及び数量等を記録し、保管すること。
- 3 海域に近接した土地に設置する計画であるため、地震、津波、高潮等の自然災害に対して事前の備えや訓練等を実施し万全を期すこと。

## 検 討 の 経 緯

年 月 日	概 要
令和2年12月18日	○廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置許可申請
令和3年1月8日	○告示 ・愛知県公報に掲載 ○半田市長（関係市長）への意見照会
1月8日 ～2月8日	○縦覧 ・愛知県環境局資源循環推進課、知多県民事務所、半田市役所、半田市クリーンセンターで縦覧
1月8日 ～2月22日	○利害関係者の意見書提出 （※意見提出なし）
2月16日	○半田市長（関係市長）からの回答
3月2日	○審査会議への審査依頼 ○審査会議における審査（第1回） ・計画内容の説明及び検討 ・疑義事項（硫化水素による腐食の可能性、地下水の流向及び水質の調査地点、長期的観点での維持管理、津波の洗堀による影響、地震の想定外力の整理、処分場内で水が確認された場合等）に対する事業者の見解の検討
3月5日	○日本碍子株式会社の廃棄物処理施設設置予定場所の撮影動画配布（現地撮影動画による確認により現地視察に代えることを可とした）
5月14日	○審査会議における審査（第2回） ・疑義事項（硫化水素による腐食の可能性）に対する事業者の見解の検討
7月16日	○審査会議における審査（第3回） ・疑義事項（硫化水素による腐食の可能性）に対する事業者の見解の検討 ・技術基準及び維持管理基準の適合状況の検討、審査会議報告の取りまとめ、知事への報告

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議構成員等

座長	青木 清	南山大学法学部教授
構成員	岡田 恭明	名城大学理工学部教授
構成員	片山 新太	名古屋大学未来材料・システム研究所教授
構成員	田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
構成員	二宮 善彦	中部大学工学部教授
構成員	松本 嘉孝	豊田工業高等専門学校環境都市工学科准教授
構成員	森 泉 純	名古屋大学大学院工学研究科准教授
構成員	義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
構成員	吉田 奈央子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
専門委員	水野 朝夫	公益社団法人日本技術士会中部本部役員

(敬称略、専門委員を除き五十音順)